

Japanese Services Group tax newsletter

在米日系企業のための米国税務ニュースレター (毎四半期発行)

2016年夏季版

今季号の内容:

| | |
|--------------------------------|----|
| 日本における税制改正大綱 | 1 |
| 特定の持分を資本または負債として認定するインバージョン規制案 | 3 |
| PATH法による FIRPTA の重要な改正 | 5 |
| 連邦税法の「企業優遇」規定による各州法人税への影響 | 6 |
| 州税の動向 | 7 |
| 在米日系企業のための税務最新情報説明会 | 12 |



日本における税制改正大綱

2015年12月16日、自由民主党と新公明党により平成28年度税制改正大綱 (以下「大綱」) が発表された。大綱では、OECDによる「BEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクト」の行動13に対応して示された勧告 (「移転価格ガイドライン改定案」) を踏まえ、次に挙げる移転価格税制に係る文書化制度が導入されることになった。

国別報告事項 (国別報告書)

日系多国籍企業グループの親会社である日本法人は、多国籍企業グループ及び国税当局のためのOECD移転価格ガイドライン、略称「OECD移転価格ガイドライン」第5章改定案別添1に従い、当該多国籍企業グループが事業活動を行う国ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付法人税額その他必要事項

を税務当局へ提供しなければならない。この報告事項は、電子情報処理システム (e-Tax) により、当局へ提出されなければならない。日本の国税当局が外国多国籍企業グループから国別報告事項の提供を受ける場合は、主に日本の租税条約と情報交換ネットワークに依存することになる。上記の改正は、2016年4月1日以降に開始する当該多国籍グループの最終親事業体の会計年度に適用され、英文による国別報告書を最終親事業体の会計年度終了日の翌日より1年以内に提供しなければならない。英文国別報告書を期限内に提出しない場合は罰則金が科せられる。直近会計年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループについては、当該報告年度についての国別報告事項の提出義務が免除される。多国籍企業グループとは、恒久的施設を含む税務上の居住地国が異なる二つ以上の事業体により構成され、適用会計基準に基づいて連結財務諸表を作成する企業集団を意味する。ただし、その連結財務諸表における連結親会社が他の連結財務諸表における連結子会社となる場合は国別報告書の提供義務を負わない。

事業概況報告事項 (マスターファイル)

多国籍企業グループの構成事業体である法人等は、「OECD移転価格ガイドライン」第5章改定案別添1に従い、当該多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況その他必要事項を提供しなければならない。この情報は日本語または英語のマスターファイルにより提供されるものとし、当該多国籍企業グループの最終親事業体の会計年度終了日の翌日より1年以内に、電子情報処理システム (e-Tax) により、税務当局へ提出されなければならない。上記改正には、マスターファイルの提出責任者として、外国多国籍企業グループの日本国内に恒久的施設を有する外国法人を指定することができることと記されている。これら改正は、2016年4月1日以降に開始する会計年度に適用される。マスターファイルを期限内に提出しない場合には罰則金が科せられる。直近会計年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループについては、当該報告年度についてのマスターファイルの提供義務が免除される。構成事業体とは、(i.) 適用会計基準に基づいて、当該多国籍企業グループの連結財務諸表に含まれる事業体、または、(ii.) 規模または重要性を理由として連結の範囲から除外される事業体をいう。

独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類 (ローカルファイル)

国外関連者取引を行った日本の法人は、ローカルファイルを作成・保存し、国税当局の要求に応じて、ファイルを提出する義務がある。ローカルファイルには、国外関連者取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類を含めなければならない。ローカルファイルの記載項目は、租税特別措置法施行規則第22条の10および「OECD移転価格ガイドライン」第5章改定案別添2に記され

ている。上記改正は、2017年4月1日以降に開始する事業年度の税務申告に適用され、当該法人の確定申告書提出期限までにローカルファイルを作成し、原則7年間保管しなければならない。国税当局からのローカルファイル提出の要求後、45日以内に提出されなかった場合、または、独立企業間価格算定のために重要とされる追加資料(ローカルファイルの作成の基礎となる資料等)提出の要求後、60日以内に提出されなかった場合、追徴の対象となる可能性がある。(i) 国外関連者との前年度(前年度がない場合には今年度)の取引金額が50億円未満であり、かつ、(ii) 国外関連者との前年度(前年度がない場合には今年度)の無形資産取引金額が3億円未満である場合、特定の関連者取引に関するローカルファイルの提出義務が免除される。ローカルファイルの作成義務を負わない法人の場合も、独立企業間価格を算定するために重要とされる資料の提出が当局より要求されることがあるが、60日以内の提出を怠った場合、追徴の対象となる可能性がある。

URL: <http://www2.deloitte.com/jp/en/pages/tax/articles/bt/japan-inbound-tax-alert-dec-2015-no15.html>

特定の持分を資本または負債と認定するインバージョン規制案

2016年4月4日、米国財務省と内国歳入庁(以下「IRS」)は、内国歳入法第385条に基づき広範囲に適用される規制案(REG-108060-15、以下「規制案」)を発表した。この規制案は、(i) 連邦税の課税目的上、特定の関連者持分の一部を資本、一部を負債と認定する権限をIRSに与え、(ii) 特定の関連者負債については、連邦税の課税目的上、負債と認定されるために充足しなければならない同時文書化義務を設け、さらに、(iii) 特定の関連者負債については、特定の分配や取得に関連して発行された場合には、内国歳入法上では資本と認定するものである。

規制案には複雑な適用日規定が含まれている。特に、同時文書化義務を規制案の最終決定時に不遑及適用することが提案されている。その一方で、規制案には、特定の分配に関連した特定の関連者負債を資本と認定する規則は、2016年4月4日以降に発行された債権に適用されると書かれている。ただし、これらの負債は、規制案が最終決定されてから90日後までは自動的な認定の対象とはならず、現行法下で負債と認定されるものであれば負債として扱われる資格を有することになる。財務省は、規制案の最終決定に向けて「速やかに動く」意図であると述べている。

規制案は、コーポレート・インバージョンによる利益の米国外流出を制限することを明らかに目的としたものであるが、現在の形で採択されればインバージョンに留まらず広範囲に適用されることになり、幅広い関連者取引に対する適用も目的としている。その結果、多くの通常の取引と国内企業や外

国企業の再編成にも大きく影響することになり得る。この規制案は、原則として、米国連邦連結法人税申告書を提出する関連会社グループのメンバー法人間で発行された債権には適用されない。また、現金が交付される関連者負債は、同時文書化義務および負債と資本に二分する規定の適用対象とはなるが、その現金が特定の指定された分配や取得に用いられない限り、一般的には規制案の適用対象とはならない(ただし、現金が交付される関連者負債が資本であるとみなされる場合を除く)。一方、分配(第301条に規定される分配や第302条に規定される償還など)のため発行された関連者負債、関連者株式と引き換えに発行された関連者負債(第304条に規定される取引や三角再編で株式に対して発行された負債)、または特定の資産再編において発行された関連者負債(キャッシュD再編において被買収会社株主に対して発行される負債など)は規制案によれば「資本」と認定される。

ただし、現金が交付される関連者負債も「ファンディング・ルール」に基づいて規制案の適用対象となる可能性はあり、その現金が規制案適用による上記の特定の指定された分配または取得のいずれかに用いられた場合は資本として取り扱われる。「ファンディング・ルール」によれば、既存負債の借換えは場合により資本として取り扱われる可能性がある。さらに、既存負債、例えば2016年4月4日より前に存在していた負債の借換えは、その既存負債が上記の分配または取得を賄うために用いられていたものであっても、借換えによる新規の負債自体がその分配または取得を賄うために発行されたものではないのであれば、「正当な」負債として取り扱われるようである。ただし、いかなる新規の関連者負債(財務省規則第1.1001条3項に基づき再発行されたと「みなされる」負債を含む)であれ、ファンディング・ルールに則って検証される必要がある。ファンディング・ルールは、債務者が上記の分配または取得を新規の関連者負債発行の前後各36か月以内に行った場合、その新規の負債が規制案に抵触するがゆえに資本だと見なされるということが反証不可能だと推定されるという立場を取っている。IRSには、実際にその負債が上記の分配あるいは取得に使われた記録を追跡する必要はないとされている。よって、既存の関連者債務の借換えや大きな条件変更は、規制案下での影響を分析してから行うべきである。

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-alert-united-states-6-april-2016-proposed-regulations.pdf>

PATH法によるFIRPTAの重要な改正

2015年12月18日に成立した「PATH法」¹により、これまで長年にわたり税法適用の失効日(以下「適用期限規定」)が設定されていた大半の内国歳入法規定が恒久化または延長された。それだけでなく、PATH法第3章副章B(不動産投資信託(REIT)の取扱いを大幅に改正)においては、第897条(「1980年外国人不動産投資税法」、略称FIRPTA)と第1445条(FIRPTA執行のための源泉徴収ルール)が大きく改正されており、その改正の全てがREIT株を保有する外国人のみを対象としている訳では無い。主な改正点は以下のとおりである。

- FIRPTAの課税対象から除外されるファンド – 「適格海外年金基金」が保有する米国不動産持分(USRPI)への適用除外。
- USRPIとはみなされない上場REIT株式 – 保有者1名がUSRPIとして取り扱われずに保有できる上場REIT株の保有割合が5%から10%に引き上げられた。

上記の改正は概ね発効済みであり、国庫にとっては今後10年間に20億ドルから40億ドルの歳入減(改正前と比較して)となると推計されている。その一方で、PATH法は以下の改正により同時期に歳入を約5億ドル増加させるとも推計されている。

- 源泉徴収税率の引上げ – USRPIの売却または分配金額(従来は10%)に課税される一般源泉徴収税率が15%に引き上げられる。
- REITまたはRICに関するクレンジング・ルールの廃止 – REITまたは規制投資会社(RIC)であるか、そうであった企業の持分保有者は、そのREITまたはRICが保有する全USRPIを売却した後、その持分をUSRPIステータスが払拭されたものとして取り扱うことができなくなった。

上記のうち二つ目の改正は既に発効しているが、源泉徴収税率の引上げは今年2月17日以降の売却にのみ適用される。

PATH法は、REITやRICの株式が公に取引されている場合、「国内の居住者により支配(or 国内で管理)」されているか、或いは他のREITやRICに保有されているのかを判断するための新しい規則や推定も内国歳入法に追加している。さらにPATH法は、公的に取引を行っている一定の海外集合投資手段が保有するREIT株に対し、USRPIの定義に新たな例外も与えるものである。

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-alert-united-states-29-january-2016.pdf>

¹ 「PATH法」は「2015年米国人を増税から守る法律」の略称であり、連邦議会が2015年会期を2015年内に終了させることを可能にした一括法案「2016年統合予算法」(Pub. L. No. 114-113)の一部(「Division Q」)である。PATH法の主な立法経緯は、両院合同租税委員会、2015年米国人を増税から守る法律の技術的説明、H.R. 2029上院修正案に対する下院修正案第2号(Rule Committee Print 114-40)、(JCX-144-15)、2015年12月17日(以下「JCT TE」)に記載されている。

連邦税法の「企業優遇」規定による各州法人税への影響

2015年12月18日、H.R. 2029の一部であった2015年米国人を増税から守る法律 (PATH法)² が、オバマ大統領の署名により成立された。この新法により、試験研究費税額控除や能動的金融所得に関するサブパートF例外規定など、失効していた複数の企業優遇措置が恒久化されたほか、特定固定資産の特別償却などのいくつかの規定が5年間更新された。その他の規定は2016年末まで延長された。変更され延長された規定もあれば、段階的廃止を前提として延長された規定もある。PATH法によって恒久化されたり、2014年末まで遡及的に延長されたり、非遡及的に変更された数十の規定の中には、以下のものがある。

- 特定の試験研究費を対象とする税額控除
- 適格資産を対象とする 50%特別償却規定と、特別償却の代わりに一定の代替ミニマム税額控除の前倒し適用を受ける選択肢
- 能動的金融所得に関する例外規定と、支配関係のある外国法人に対するルックスルー・ルール¹の適用 (後者は5年間延長)
- 内国歳入法 (IRC) 第 179 条特定資産の損金算入限度額の引上げと、第 179 条特定資産の定義の拡大
- 特定の賃借物件、レストラン、小売店舗資産の改築費用およびレストラン建物に適用される 15 年定額法減価償却規定
- S 法人のビルトインゲイン税に適用される保有期間の短縮
- キャピタルゲイン税適用対象から要件を満たした小規模法人株式を除外

上記の連邦税法改正は、各州のIRC準拠状況と非準拠規定に応じて、州法人所得税に大きな影響をもたらす可能性がある。一般的に、IRCに自動的または段階的に準拠している州は、連邦税法の一部または全部から課税規則を分離する独自の立法措置をとらない限り、PATH法の規定に準拠することになる。連邦課税所得を州課税所得の算出ベースとすることにより事実上IRCに準拠している州もある。これらの州は、IRCの全部または一部に明示的に準拠していなくても、連邦課税所得に影響するPATH法の規定に従っていると一般的にはみなされる。その他の州では、特定の日以降IRCに準拠するところもあれば、IRC規定全体には準拠しないところもあり、また、準拠した特定のIRC規定に細かい修正、変更や例外を加えるところもある。これらの州については、納税申告時期が始まるまでそのような準拠関連の規定の更新や分離措置の決定を行わない州も多いことに留意した上で、PATH法の特定の規定にどの程度準拠しているかを判断するためにさらに分析が必要となる。

²2015年米国人を増税から守る法律、P.L. 114-113、2015年施行 H.R. 2029

たとえば、以下の表は、カリフォルニア、フロリダ、イリノイ、ニューヨーク、テキサスの各州の一般的なIRC準拠状況を示したものである。

| 州 | 一般的なIRC準拠状況 |
|---------|--|
| カリフォルニア | 特定の変更や例外を設けた上で2015年1月1日以降IRCに準拠 ³ |
| フロリダ | 最近制定された法律に則り、特定の変更や例外を設けた上で2016年1月1日以降IRCに準拠 ⁴ |
| イリノイ | 特定の変更や例外を設けた上でIRCへの段階的準拠を規定 ⁵ |
| ニューヨーク | 連邦課税所得(特別受取配当金控除および欠損金控除前)を州課税所得の算出ベースとすることにより、特定の変更や例外を設けた上でIRCへの段階的準拠を事実上規定 ⁶ |
| テキサス | 利益税(margin tax)に関する変更を設けた上で2007年1月1日からIRCに準拠 ⁷ |

URL: <http://www2.deloitte.com/us/en/pages/tax/articles/multistate-tax-alert-multistate-impact-of-federal-path-act-business-extenders-provisions.html>

州税の動向

デラウェア州: Single Sales Factor 方式に移行

2016年1月27日、2016年デラウェア州競争法(以下「新法」)が、ジャック・マーケル知事の署名により成立された。⁸ 新法は、特定の例外規定を設けた上で、デラウェア州の法人所得税(CIT)を計上するにあたり、按分率計算の際に売上額のみを基準とする Single Sales Factor 方式を段階的に導入するものである。

これまでデラウェア州では、CITの課税所得計算上、資産、給与、売上の3要素の比率を均等に考慮したThree Factor方式を使用してきた。⁹ 新法は、以下のとおりSingle Sales Factor方式による配賦方法の段階的導入を2017年から開始するようCIT按分率定を修正している。

³ カリフォルニア州歳入租税法§ 23051.5(a)(1) および §17024.5(a)。2015年制定法 第349章 2015-2016年通常会期(A.B. 154)に従い、2015年1月1日の準拠日は、2015年1月1日以降開始の課税年度に適用される。この法案が出る前、カリフォルニア州は2010年1月1日以降開始の課税年度につき2009年1月1日以降IRCに準拠していた。

⁴ HB 7009、フロリダ州法 §§ 220.03(1)(n) および 220.13(1)(e)を修正。

⁵ イリノイ州法律集第35章 5/203

⁶ ニューヨーク州税法§208.9、208.9(b)(2)、208.9(b)(6)

⁷ 註釈付テキサス州税法第171.0001条(9)

⁸ HB 235、第148回デラウェア州議会、第1通常会期(デラウェア州2016年)

⁹ デラウェア州法第30編§1903(b)(6)

- 2017年に開始する課税年度については、売上比率を2倍した3要素の比率を適用
- 2018年に開始する課税年度については、売上比率を3倍した3要素の比率を適用
- 2019年に開始する課税年度については、売上比率を6倍した3要素の比率を適用
- 2020年以降開始の課税年度については、売上比率のみを考慮した **Single Sales Factor** 方式を適用

ただし、2017課税年度以降「電気通信会社」または「国際企業本社」に該当する納税者は、**Single Sales Factor**の段階的導入の対象外となり、その代わりに、CIT課税所得算出の際に**Single Sales Factor**方式による按分率、または、資産、給与、売上の3要素の比率を均等に考慮した**Three Factor**方式による按分率のいずれかを課税年度毎に選択することができると規定している。

新法では、特定の所得の按分率に関するデラウェア州の法定要件は変更されていない。¹⁰ また、売上比率の算出方法についても変更はないが、外国法に基づき設立された法人の按分率算出に用いる給与と資産のデータには米国内の資産と給与のデータのみを含めるよう明示されている。デラウェア州法第30編第1901条(2)にある「資産運用会社」の定義に該当する納税者に適用される既存の配賦ルールについても変更はない。

URL: <http://www2.deloitte.com/us/en/pages/tax/articles/multistate-tax-alert-us-tax-mts-delaware-phases-in-single-sales-factor-and-makes-other-tax-filing-changes.html>

ルイジアナ州: 法人所得税・フランチャイズ税法改正

2016年3月、ルイジアナ州フランチャイズ税・所得税法に関する以下の租税法案が、ジョン・ベル・エドワーズ知事の署名により成立された。

- 特定の有限責任会社(LLC)や、連邦法人税の課税目的上C法人として取り扱われるその他事業体をフランチャイズ税の課税対象に含める。
- パートナシップ、合弁事業、またはその他事業組織を通じてルイジアナ州内に間接的に資産を保有する法人をフランチャイズ税の課税対象に含める。
- 法人の子会社への投資および貸付金の一部をフランチャイズ税課税所得算出の際の調整項目となる新たな持株会社控除として設ける。
- 課税所得を相殺する繰越欠損金(NOL)控除額をルイジアナ州純利益の72%に制限する。
- 繰越欠損金の控除は、後入先出法(LIFO)に準じ直近の課税損失計上年度分より控除する。
- 関連者間の支払利息、無形資産費用、運用手数料は「損金不算入(addback)」とする。

¹⁰ デラウェア州法第30編§1903(b)(1)-(5)に規定のとおり。

- ルイジアナ州の法人税率を一律 6.5%に設定する可能性。
- 特定の金融機関からの配当を受取配当金控除として全額控除する。

ルイジアナ州両院は、上記の新法を成立させたほか、州法人税課税目的での連邦所得税控除の撤廃を認めるようにルイジアナ州憲法の修正を提案する合同決議案を出した。

URL: <http://www2.deloitte.com/us/en/pages/tax/articles/multistate-tax-alert-us-tax-new-louisiana-corporate-income-and-franchise-laws-address-budget-issues.html>

ルイジアナ州: 売上税・使用税法の改正

2016年3月、ルイジアナ州売上税・使用税に関する以下の租税法案が、ジョン・ベル・エドワーズ知事の署名により成立された。

- 特定の物品に対する州売上税率・使用税率を一時的に4%から5%に引き上げる(2016年4月1日から2018年6月30日まで有効)。
- 2016年4月1日から2018年6月30日までの期間、州売上税・使用税に関する免除・除外規定を一時的に廃止する。
- ルイジアナ州における特定のインターネット上の売上および関連者の売上に関する州の課税権拡大目的で「販売業者」の定義を拡大する。
- 州売上税・使用税を徴収する販売者補償に上限を設ける。
- 電気通信サービスに対する州売上税率を引き上げる。

URL: <http://www2.deloitte.com/us/en/pages/tax/articles/multistate-tax-alert-us-tax-new-louisiana-sales-and-use-tax-laws-address-budget-issues.html?id=us:2em:3na:stm:awa:tax:040116>

ニュージャージー州: 州内の借り手への担保付融資(モーゲージ・ローン)に起因する特定の所得は金融機関の売上比率計算時の分子に含めなくてはならない

最近ニュージャージー州租税裁判所で審理されたある訴訟¹¹は、複数の州で事業を行っているがニュージャージー州内には事業所も支店も置かずに代理人を介してモーゲージ・ローンの組成を行い、またニュージャージー州内の借り手に貸し付けられたローンを含むモーゲージ・ローン群の買取りも行っている、州外の金融機関に対してのニュージャージー州法人事業税(CBT)の課税に関わるものであった。ニュージャージー州租税裁判所は、州内の借り手へのモーゲージ・ローンに起因する利子所得、ローン取組手数料所得、売上総収益は、そのモーゲージ・ローンが納税者により組成されたかどうか、買い取られたかどうかにかかわらず、売上比率計算目的上はニュージャージー州源泉とみなされるべき

¹¹ *Flagstar Bank FSB v. Dir., Div. of Taxation*, N.J. Tax Ct.

である、と裁定した。ただし、納税者のモーゲージ・ローンのサービス手数料所得は州外で行われたサービスに基づくものとみなされ、CBT課税目的上、売上比率計算の分子からの除外が認められた。同様に、納税者がモーゲージのサービス提供権の売却により得た所得についても、それら権利が州外の別のサービス提供者に売却された場合も関連する無形資産に起因する所得は生じなかった、と租税裁判所が判断したことにより、CBT課税目的上、売上比率計算の分子から除外される。

ニュージャージー州において相当量のローン貸付事業を行っている金融機関やその他の納税者は、この判決がもたらす影響を評価するためにもCBT申告書の見直しを検討することが勧められる。

URL: <http://www2.deloitte.com/us/en/pages/tax/articles/multistate-tax-alert-new-jersey-court-rules-on-sourcing-income-from-mortgage-related-intangibles.html>

カリフォルニア州: 非マーケティング・サービスの売上についてFTBが裁定を下す

カリフォルニア州税務当局 (Franchise Tax Board, 以下「FTB」) は、カリフォルニア州行政規則 (以下「規則」) 第 25136-2 条に基づき、非マーケティング・サービスの売上源泉地判定について指針を示した主席法律顧問裁定 2015-03 (以下「裁定 2015-03」) を発表した。納税者は、非マーケティング・サービスの売上の源泉地は納税者の顧客のそのまた顧客の所在地ではなく、納税者の直接顧客の所在地とすべきであるという裁定を求めていた。また、FTB に対し、サービスの便益が受けられた場所を判定するために納税者の帳簿記録から抽出した特定のデータを使用する許可についても求めていた。FTB の結論は以下のとおりである。

- カリフォルニア歳入租税法 (CRTC) 第 25136 条および規則第 25136-2 条に基づき非マーケティングサービスの売上源泉地判定の目的上、納税者は、直接の顧客 (顧客の顧客でなく) が当該サービスの便益をカリフォルニア州内で受けている限り、サービスの売上の源泉地をカリフォルニア州とすべきである。
- 通常業務の過程で収集された (かつ、納税者の帳簿に記録されている) 顧客による納税者のサービスの利用に関係する中央処理装置 (CPU) のデータは、カリフォルニア州内で受けられた便益の程度を判断するにあたり、財務データの合理的代用データとして使用することができる。

URL: <http://www2.deloitte.com/us/en/pages/tax/articles/multistate-tax-alert-california-ftb-issues-ruling-on-non-marketing-services-receipts.html>

サウスダコタ州: 売上税徴収の物理的所在要件を撤廃

2016年3月22日、サウスダコタ州成文法第10-45条および第10-52条を2016年5月1日付で修正する上院法案106 (S.B. 106)¹²が、デニス・デューガード知事の署名により成立した。これは、前暦年または当暦年に、販売者のサウスダコタ州内への売上が10万ドルを超える場合、または、販売者とサウスダコタ州内の顧客との取引が200件以上となる場合、サウスダコタ州内への売上に対する州売上税徴収を義務付けるための改正である。

S.B. 106は、1992年に米国最高裁のQuill判決¹³で示された現行の物理的所在要件に対して、直接異議を申し立てるものである。この最高裁判決は、州または地方自治体が遠隔地の販売者に使用税徴収義務を課すには、州際通商条項に基づき十分なネクサスがあると認定されるだけの明確な物理的所在がなければならないという基準を支持したものであった。S.B. 106には「遠隔地の販売者から売上税や使用税を有効に徴収できないことが本州の売上税課税基盤を深刻に侵食しており、税収の喪失と、州や地方自治体のサービスの重要な資金供給の喪失による差し迫った被害を生じさせている」¹⁴と記されており、「本法の合憲性を確認するためのできる限り速やかな審査」を可能にするために、確認判決訴訟を提起する権限を州に与えている。¹⁵

URL: <http://www2.deloitte.com/us/en/pages/tax/articles/multistate-tax-alert-south-dakota-enacts-sb-106-physical-presence-no-longer-required-for-sales-tax-collection.html>

¹² 上院法案1106、2016年州議会通常会期 (S.D. 2016)。

¹³ Quill Corp. v. North Dakota, 504 U.S. 298 (1992).

¹⁴ S.B. 106 § 8(1).

¹⁵ S.B. 106 § 8(8).

在米日系企業のための税務最新情報説明会

来る6月28日に弊社主催、在米日系企業のための税務最新情報説明会が開催されます。半日にわたるこのイベントでは、2015年と2016年の連邦税・州税改正に関する最新情報と、在米日系企業への影響が予想される最新動向をご紹介します。参加されるとCPEクレジットを4ポイント取得できます。どうぞふるってご参加ください。

日時 2016年6月28日火曜日1:00～5:30PM(説明会後にカクテルレセプションを予定)

会場 都ハイブリッド・ホテル、Nara & Kyotoカンファレンスルーム
21381 S. Western Avenue, Torrance, CA 90501

言語 英語

内容

- 2015/2016年の税制改正点および連邦・州レベルで今後実施される可能性のある税制改革
- ASC-740が最新のGAAP改正と改正案に及ぼす影響
- 変化する税務状況に対応する資金調達ストラクチャー
- 移転価格、知的財産権移転、コストシェアリングに関する最近の動向と取引

参加費は無料です。参加登録のお申し込みとお問い合わせは、小林祐子(yukkobayashi@deloitte.com)までメールでお寄せ下さい。

Talk to us

弊社ジャパニーズ サービス グループに関する更なる情報は、 www.deloitte.com/us/jsg をご参照ください。
ご質問や、当ニュースレターに関するご意見は、下記の代表リーダーまでご連絡下さい:

George Warnock
JSG Americas Leader
Tel: 1 (212) 436-733
Email: gwarnock@deloitte.com

Steven Imp
Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-2892
Email: simp@deloitte.com

Tsuneichiro Shimotsuya
JSG East Region Leader
Tel: 1 (212) 653-6563
Email: tsushimotsuya@deloitte.com

Toshiro Ikeda
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-4956
Email: toshikeda@deloitte.com

Akira Yamamoto
JSG Central Region Leader
Tel: 1 (313) 396-3373
Email: ayamamoto@deloitte.com

Troy Biddix
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (313) 396-3201
Email: tbiddix@deloitte.com

Naofumi Yamazumi
JSG West Region Leader
Tel: 1 (415) 783- 6328
Email: nyamazumi@deloitte.com

Tetsuya Ishida
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (213) 553-1337
Email: tishida@deloitte.com

Additional Local Contacts for this Edition

Susan Eisenhauer
Tax Director | East Region
Tel: 1 (973) 602-4343
Email: seisenhauer@deloitte.com

Yusuke Nakatake
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 653-6063
Email: ynakatake@deloitte.com

Mike Schmidt
Tax Principal | East Region
Tel: 1 (404) 220-1505
Email: mikeschmidt@deloitte.com

Todd Best
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (513) 784-7129
Email: tbest@deloitte.com

Yasunori Kobayashi
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (313) 396-2804
Email: yakobayashi@deloitte.com

Midori Nakamura
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5581
Email: minakamura@deloitte.com

Yoshimasa Umehara
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5739
Email: youmehara@deloitte.com

Shigeki Fujisawa
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2625
Email: sfujisawa@deloitte.com

Reiko Ishii
Tax Director | West Region
Tel: 1 (213) 553-1097
Email: rishii@deloitte.com

Hiroko Mitsui-Shimomura
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3727
Email: hishimomura@deloitte.com

Kent Pham
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4228
Email: kentpham@deloitte.com

Yuki Takahashi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-3357
Email: yutakahashi@deloitte.com

Candie Zhang
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4445
Email: candiezhang@deloitte.com

Emiko Hashimoto
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-6854
Email: emhashimoto@deloitte.com

Kayoko Obashi
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3344
Email: kaohashi@deloitte.com

Akiko Tateishi
Tax Manger | East Region
Tel: 1 (212) 436-4315
Email: aktateishi@deloitte.com

Tanya Crawford
Tax Director | Central Region
Tel: 1 (614) 229-4828
Email: tcrawford@deloitte.com

Terrance Kurtenbach
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (414) 347-6160
Email: tkurtenbach@deloitte.com

Hiroki Nakazawa
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-0659
Email: hnakazawa@deloitte.com

Maki Andrews
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (619) 237-6762
Email: makiandrews@deloitte.com

Hiroko Fukui
Tax Director | West Region
Tel: 1 (408) 704-2453
Email: hfukui@deloitte.com

Hirofumi Kashiwai
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3650
Email: hkashiwai@deloitte.com

Yukiko Modegi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2333
Email: ymodegi@deloitte.com

Randee Tan
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4243
Email: rantan@deloitte.com

Michiko Ueda
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4341
Email: miueda@deloitte.com

Kazuki Konno
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (404) 631-2329
Email: kkonno@deloitte.com

Joseph Paradiso
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3175
Email: jparadiso@deloitte.com

Yuka Wakino
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-5933
Email: ywakino@deloitte.com

Emi Hatano
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (317) 656-6958
Email: ehataano@deloitte.com

Annie Li
Tax Director | Central Region
Tel: 1 (312) 486-1582
Email: annli@deloitte.com

Tomonori Okabe
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (316) 486-2221
Email: tokabe@deloitte.com

Madoka Endo
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-4176
Email: madendo@deloitte.com

Mika Hayashi
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3603
Email: mhayashi@deloitte.com

Joel Littleford
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (213) 688-5415
Email: jlittleford@deloitte.com

Nana Numata
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-6789
Email: nnumata@deloitte.com

Tomoko Tanega
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (808) 543-0729
Email: ttanega@deloitte.com

Yuki Utsunomiya
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 553-1643
Email: yutsunomiya@deloitte.com

Tomoko Miyahara
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-6883
Email: tmiyahara@deloitte.com

Jim Ryan
Tax Director | East Region
Tel: 1 (860) 725-3608
Email: jiryan@deloitte.com

Akiko Yamamoto
Tax Manager | East Region
Tel: 1 (404) 942-6570
Email: akyamamoto@deloitte.com

Takashi Kishimoto
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (513) 723-4118
Email: tkishimoto@deloitte.com

John Marcheschi
Tax Director | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5136
Email: jmarcheschi@deloitte.com

Aya Ozeki
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-3300
Email: ayaozeki@deloitte.com

Kaoru Fu
Tax Director | West Region
Tel: 1 (415) 783-4738
Email: kfu@deloitte.com

Rumiko Imanaka
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4431
Email: rimanaka@deloitte.com

Tamie Luna
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 4 (559) 449-6343
Email: tluna@deloitte.com

Mana Ota
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-4287
Email: mota@deloitte.com

Junko Takahashi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4327
Email: jutakahashi@deloitte.com

Eigen Yanagi
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (408) 704-4717
Email: eyanagi@deloitte.com

About Deloitte

The information contained in The Japanese Services Group Tax Newsletter is for general purposes only and Deloitte is not, by means of this newsletter, rendering accounting, business, financial investment, legal, tax, or other professional advice or services. This material is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional advisor. Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this newsletter.

As used in this document, “Deloitte” means Deloitte Tax LLP, a subsidiary of Deloitte LLP. Please see www.deloitte.com/us/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte LLP and its subsidiaries. Certain services may not be available to attest clients under the rules and regulations of public accounting.

Copyright © 2016 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited